

山口県日本型直接支払推進協議会 細則

平成 27 年 7 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 山口県日本型直接支払推進協議会（以下「県協議会」という。）の地域業務を円滑に遂行するため、山口県行政組織規則第 176 条に定められた各農林水産事務所及び同規則第 179 条に定められた下関農林事務所に支部（以下「支部」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 支部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 支部管内における多面的機能支払交付金実施の普及・推進に関すること。
- 二 支部管内における中山間地域等直接支払交付金実施の普及・推進に関すること。
- 三 支部管内における環境保全型農業直接支払交付金の情報共有に関すること。
- 四 その他支部の目的を達成するために必要なこと。

(支部の構成等)

第 3 条 支部は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 山口県（各農林水産事務所及び下関農林事務所）
- 二 市町（各農林水産事務所及び下関農林事務所管内の日本型直接支払交付金実施市町）
- 三 山口県土地改良事業団体連合会
- 四 各農林水産事務所及び下関農林事務所管内の山口県農業協同組合各統括本部
- 五 各農林水産事務所及び下関農林事務所管内の農業委員会
- 六 その他必要と認める者

(役員及び専任)

第 4 条 支部に次の役員を置く。

- 一 支部長 1 名
 - 二 支部事務局長 1 名
 - 三 支部事務局次長 1 名
- 2 前項の役員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
- 一 支部長 各農林水産事務所及び下関農林事務所の農村整備部長
 - 二 支部事務局長 各農林水産事務所及び下関農林事務所の農地活用課長又は事業調整課長
 - 三 支部事務局次長 山口県土地改良事業団体連合会会員支援課の支部担当者
- 3 支部長は、会務を総理し、支部を代表する。
- 4 支部長は、県協議会の幹事を兼ねるものとする。

(支部会議の招集)

第 5 条 支部会議は、必要に応じ支部長が招集する。

(運用)

第 6 条 支部の運営に必要な事項は、本章に定めるもののほか、県協議会規約の定めを準用する。

- 2 その他、支部の運営に必要な事項は、支部会議において別途定めることができる。

- 附 則 この細則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則 この細則は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。
- 附 則 この細則は、令和 4 年 9 月 2 日から施行する。